

---

相続を知ろう

早わかり！相続対策のポイント

# 第16回：生前贈与をしたはずの預金に 相続税がかかる？

---

作成：東海東京ウェルス・コンサルティング

# 1. 生前贈与をしたのに、相続税がかかるとは？

---

生前贈与をしたはずの預金に相続税がかかるって  
どういうことだろう？



**【生前贈与のポイントを確認しましょう】**

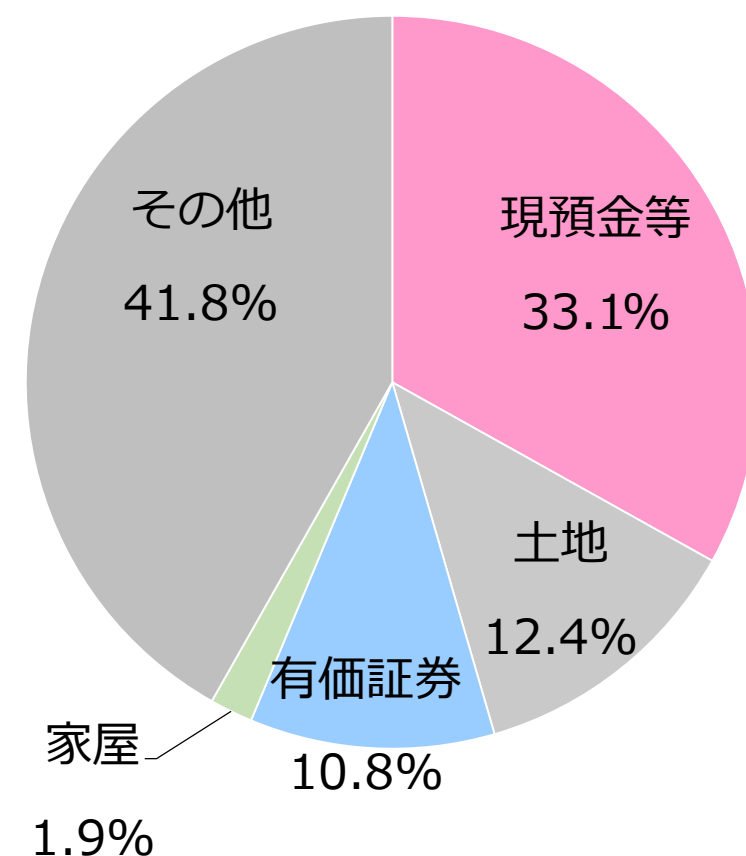
## 2. 相続税の税務調査：申告漏れが多いのは…

### 相続税の調査等の状況

令和元事務年度（令和元年7月～令和2年6月）に行われた相続税の調査の状況です。

相続税		令和元事務年度	対前年度比
実地調査件数 A		10,635件	85.3%
申告漏れ等の非違件数 B		9,072件	84.9%
非違割合 (B/A)		85.3%	▲0.4ポイント
実地調査 1件当たり	申告漏れ 課税価格	2,866万円	101.0%
	追徴税額	641万円	112.8%

### 【申告漏れ相続財産の金額構成比】

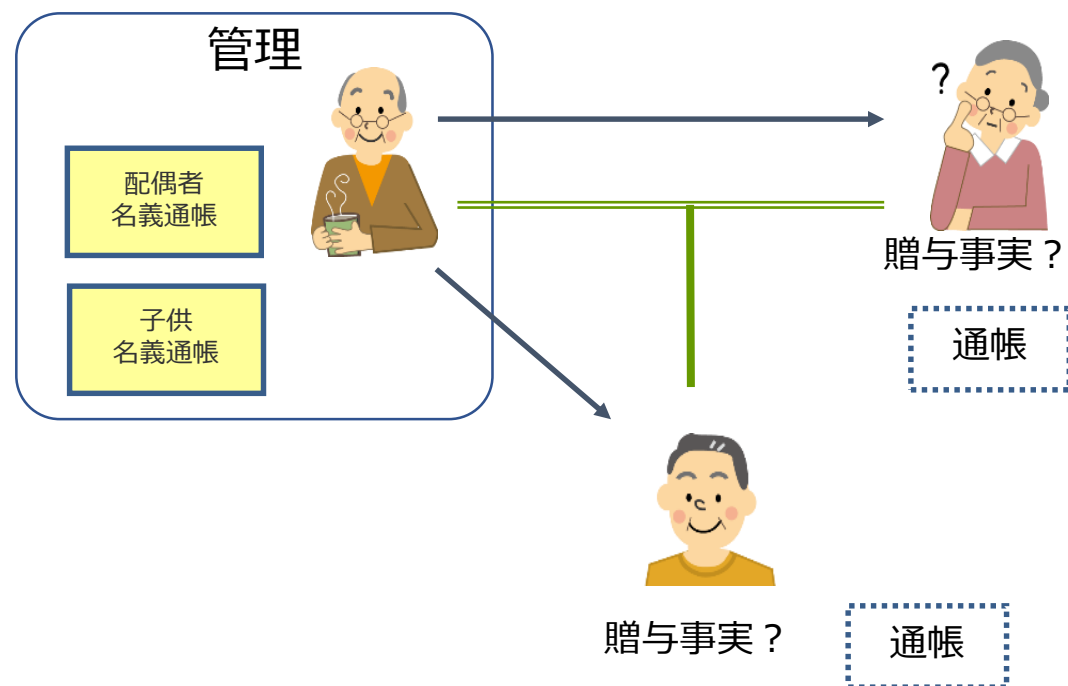


相続税の申告漏れが一番多い財産は「**現預金等**」です。

出典：令和元事務年度における相続税の調査等の状況（国税庁：令和2年12月）

# 3. 生前贈与のポイント：名義預金

配偶者や子・孫へ預金を贈与したつもりが、税務調査時に税務署から贈与と認められず『被相続人の財産』として相続税の課税対象となる場合があります。これを「**名義預金**」といいます。



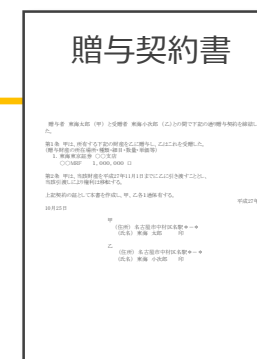
- ① 毎年配偶者と子へ100万円ずつ贈与
- ② 銀行の通帳は本人が保管
- ③ 贈与税の基礎控除内のため、贈与税の申告はしていない。

本人：相続発生

- ④ 税務調査の際に名義預金と指摘されて、本人の財産として相続税が課税された。

## 名義預金と指摘されないためのポイント！

- ① 贈与の証拠を残す
  - ・ 贈与契約書
  - ・ 贈与税の申告
- ② 贈与後の財産管理は受贈者で
  - ・ 通帳等の財産管理
  - ・ 処分（解約・売却等）
  - ・ 利息・配当等、収益の受領



### 【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）（以下「弊社」）が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。

### 【金融商品取引法に基づく留意事項】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

### 【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加 入 協 会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本S T O協会